

弁護士交通事故相談実施要領

(趣旨)

第1条 川崎市交通事故相談所設置要綱第4条第4項に基づき、弁護士による交通事故相談（以下「弁護士交通事故相談」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(弁護士交通事故相談)

第2条 弁護士交通事故相談は、神奈川県弁護士会との間で締結する「弁護士交通事故相談に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、神奈川県弁護士会から派遣される弁護士（以下「相談員」という。）が次の交通事故相談業務を行うものとする。

- (1) 被害者等に対し、賠償問題、更正問題その他各般の問題の法律上の指導及び助言を行うこと。
- (2) その他、相談業務を行ううえで必要と認められること。

(相談場所及び相談日時)

第3条 弁護士交通事故相談の相談場所及び相談日時は次のとおりとする。

- (1) 相談場所 中原区役所
- (2) 相談日 毎月第3火曜日
- (3) 相談時間 午後1時から午後4時まで

ただし、相談日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、実施しないこととする。

2 1回の相談時間は30分とする。

(相談受付)

第4条 弁護士交通事故相談は、予約制とし、川崎市総合コンタクトセンター（以下「サンキューコールかわさき」という。）において電話で受け付けるものとする。

2 受付は先着順とし、被害者等は相談日時を選択することができる。

3 サンキューコールかわさきは、相談日の前日（休庁日の場合は、相談日の直前の開庁日）にその前日午後9時までに相談を受け付けた者（以下「相談者」という。）の氏名、住所、相談概要（以下「相談者情報」という。）を市民文化局地域安全推進課及び中原区役所地域振興課に報告する。なお、報告後に予約があった場合で受付が可能な場合は、速やかに市民文化局地域安全推進課及び中原区役所地域振興課に報告する。

4 市民文化局地域安全推進課は、前項の報告を受けたときは速やかに神奈川県弁護士会に相談者情報を報告する。

(相談の記録)

第5条 相談員は、相談事案ごとに交通事故相談カード（第1号様式）及び弁護士交通事故相談状況報告書（第2号様式）を作成し、中原区役所地域振興課に提出しなければならない。

2 中原区役所地域振興課は、交通事故相談カード（第1号様式）を保存し、相談員が必要とする場合は提供するものとする。

（服務）

第6条 市民文化局地域安全推進課長は、相談員が協定書に違反した場合及びその他その職に必要な適切性を欠く場合は神奈川県弁護士会に報告するとともに、適切な措置を行うものとする。

（委任）

第7条 この要領に定めのない事項については、川崎市交通事故相談所設置要綱にある場合を除き、市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。